

<9月定例市議会>

米代川北線の道路新設など決まる

大館市9月定例市議会は、9月1日から7日までの7日間にわたって開かれました。

9月定例市議会には、武道館に関する条例、45年度一般会計補正予算など22の議案のほか、専決処分など3件の認定議案が提出されましたが、「軽井沢共同浴場に関する条例を廃止する条例案」をはじめ「市有財産の無償譲渡について」(軽井沢共同浴場)「45年度水道事業および病院事業会計決算の認定」の4件は、閉会中の継続審査になったほかは、いずれも原案どおり、可決認定されました。

<9月定例市議会できまってきたことから>

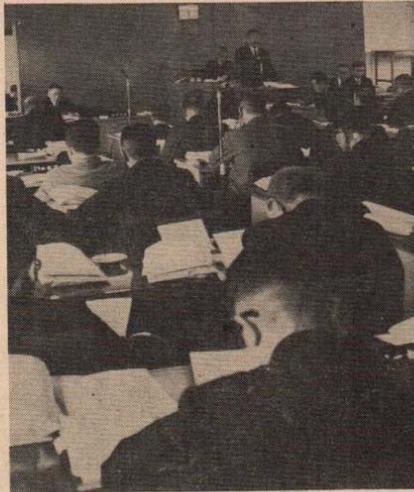
●一般会計に1億9,869万9千円を追加

一般会計の才入、才出に上記の額が追加されたため、一般会計の総額は2億7,329万円になりました。今回追加になった1億9,869万円の中、主な事業をひらってみると、

- ◆長根山に休けい所をつくります
- ◆鉱害対策を進めるため、水質検査器と簡易騒音計を買います
- ◆大滝に大型児童館をつくります
- ◆市民の保養所「峠の家」に温水ボイラーを設置します
- ◆長走小学校にプールをつくります(予算追加35万円)
- ◆米代川北線(山館、曲田間)に市7m、延長1,580mの道路を新設します(予算、1億1,110万円)
- ◆畜産新技術開発実験事業として、葛原地区に大型サイロなどを建設します(予算、1,158万円)
- ◆横崎、高戸谷間の取付道路をつくります。
- ◆消防署に防毒マスクをそなえつけるほか、商人留、比内前田、陣場に小型ポンプを設置します。
- ◆城南小学校に普通教室を増築します。
- ◆中央公民館の2階ホールを改築します。
- ◆今年度発生した別所など、7カ所の農業施設災害の復旧事業に着手します。
- ◆身障者センターに火災報知器をつけます。
- ◆市道の側こうを改良します(予算、456万円)
- ◆市民歌のレコードをつくります。

●特別職の報酬を改正

他都市に比較して、本市の市議会議員などの報酬が低いと、2年ぶりに特別職の報酬の額がつかぎのとおり改正されました。(改正ごの額)



〔参考〕○内は秋田市

市議会議長	月額	65,000円	(130,000円)
副議長	月額	60,000円	(115,000円)
議員	月額	55,000円	(105,000円)
市長	月額	200,000円	(310,000円)
助役	月額	160,000円	(225,000円)
収入役	月額	130,000円	(175,000円)
教育長	月額	120,000円	(117,460円)

●総合卸売市場の土地を取得

生鮮食品品の流通の円滑と、消費生活の安定をはかるため、6月定例市議会で大館市総合公営卸売市場を建設することが決まっております。

今度の市議会には、建設予定地(27,774㎡)を約5,600万円で購入することが提案され、これも原案どおり可決されましたので、大型市場の建設にいよいよ着手できるようになりました。

建設場所 釈迎内字街道上2番の3ほか18筆
釈迎内字家後3番の2ほか26筆

議会の活動

(45,7,16~45,8,31)

○教育産業常任委員会

- 7月16日 学校施設、その他について現地調査をしたほか、付託された請願、陳情を審査した結果、次の陳情は採択と決定しました
(1)(昭44)陳情第10号秋田県立大館桂高等学校移転改築の昭和45年度中実現方について
(2)陳情第18号食管制度堅持、要求米価実現ならびに米穀に関する基本農政の確立等について(花矢農協)
(3)陳情第19号 上記同件(大館農協)
- 8月7日 「武道館」「大文字焼き」について、市当局の説明を受けました。

○建設水道常任委員会

- 8月3日 水道事業(工事発注状況ほか)および建設事業(工事発注状況、市道舗装状況ほか)について、市当局の説明を受けました。
- 8月18日 建設事業(工事発注状況、市道舗装)について、市当局の説明を受けたほか、山館~曲田間の市道認定替えについて、市長専決したい旨の説明を受けました。

○総務財政常任委員会

- 8月7日 付託された請願、陳情について審査しましたが、いずれも継続審査となりました

○厚生常任委員会

- 8月21日 付託された請願、陳情について審査しましたが、いずれも継続審査となりました

○市民交通対策特別委員会

- 8月24日 協議の対象になった事項について、市当局の調査結果の報告を受けたほか、9月定例会以後の委員会存続を決定しました

○公鉱害対策特別委員会

- 8月31日 「地表沈下」「休庵鉱山」「家畜公害」等に関する現況について市当局の説明を受けたほか、9月定例会以後の委員会存続を決定しました。

○議会運営委員会

- 8月28日 9月1日召集された9月議会定例会の運営について協議しました。

でも取得できるようになりました。

2. 農地等の賃貸借の解約の制限について

- イ) 賃貸借を解約するには、県知事の許可を受けなければならないが、引き渡しを受ける日の6カ月前以内に合意したことが書面で明らかな場合。これから契約するものについて10年以上の契約期間があるもので、期間満了による場合には許可を受けなくともよく、そのことを農業委員会に通知すればよいことになりました。
- ロ) 現在、賃貸借をしているものや、契約期間が10カ年に満たないものについては、従来のとおり許可を受けなければ解約することができないことになりました

3. 小作料の統制について

- イ) 現在、賃貸している小作地については、今後10カ年間の法定小作料が据えおかれるが、新しく契約する場合には当事者が協議して定める小作料の額となります。契約したときは、農業委員会にその内容を通知しなければなりません。
- ロ) 法定小作料に代って、標準小作料を定めることになっています。

4. 農地等の利用関係の調整等について

- イ) 農地の利用関係の紛争について、和解の仲介を農業委員が行うことができるようになりました。
- ロ) 養畜を行なう住民または組合員に共同利用させるため、市町村または農協が草地として利用できる土地の所有者およびその土地の上に権利を持っているものと利用契約を結ぶことについて、県知事の承認を得て協議を求めることができるようになりました。

<農地法の改正>

所有権の移動許可は農業委員会に

農地法が改正され、10月1日から施行されますのでその概要をお伝えします。

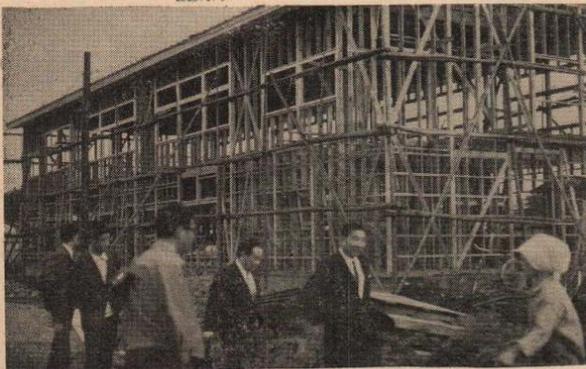
1. 農地等の権利移動について

イ) 農地のままで、所有権等の権利を移動するときに、県知事の許可を受けなければならないが、大部分

のものについては農業委員会の許可になりました。

- ロ) 権利を取得する農家の最低耕作面積が30アールであったが、こんどは50アール(取得面積をあわせて)をこえることになりました。
- ハ) 小作農地については、小作農以外のものは権利の取得ができなかったのが、権利が移動する日の6カ月以内に小作農の同意があった場合は、小作農以外のもの

労働会館今月末に完成!



市営球場の西側に労働会館の建設が、進められています。

この労働会館は、市が本年度の重点事業の一つとして、労働者の福利厚生面の向上をはかるため建設を決めたもので、今月末に完成する予定です。

労働会館は、2階建て、総面積543.22㎡で、一階には事務室、台所、浴室、応接室のほか、6畳、8畳、10畳、12畳、18畳の和室が設けられます。また、2階は小会議室と約120人ほど収容できる大会議室が完備され、多用途に富んだ大規模な労働会館になります。

(写真、総工費1,470万円をかけ完成を急ぐ労働会館)